

境港江島岸壁入出港船舶運用マニュアル

令和6年6月14日変更
 令和4年6月1日策定
 境港港湾安全対策協議会

境港江島1号岸壁への下記対象船舶の入出港に際しては、令和3年度に実施した境港（江島地区）大型貨物船入出港に伴う船舶航行安全対策検討委員会（以下、「委員会」という）の報告書を基に作成したこの運用マニュアルにより、操船及び係留中の安全対策を講じたうえ、運用を図るものとする。これに伴い、平成24年3月29日に策定したマニュアルは廃止する。

1 対象船舶

対象船舶は、10,000DWT を超え、表1の最大船舶までの船舶とする。なお、委員会のモデル船選定にあたり、4万DWT級貨物船として比較検討したGlobal Discovery、Mount Aso、Saldanha Bay及びこれらの同型船（Kanda Logger、Imabari Logger、James Bay、Nanaimo Bay等）については、対象船舶と同等に扱うものとする。

表1 最大船舶の主要な諸元（Santa Serena）

項目		入港時	出港時
総トン数	GT	23,857t	
全長	Loa	184.75 m	
垂線間長	Lpp	177.00 m	
型幅	B	30.60 m	
型深	D	14.50 m	
満載喫水	ds	10.02 m	
載貨重量トン数	DWT	38,238 t	
喫水（※1）	船首	8.10 m	4.95 m
	船尾	8.10 m	6.36 m
	平均	8.10 m	5.66 m
排水トン数(排水量)	DT	36,900 t	24,889 t
風圧面積	正面	526 m ²	601 m ²
	側面	2,218 m ²	2,648 m ²
流圧面積	正面	247 m ²	172 m ²
	側面	1,460 m ²	1,013 m ²
エアードラフト		35.55 m	37.41m

※1 着離岸時に岸壁前面の水深7.5m泊地における安全な余裕水深を確保するため、船首から後方に向かって（Loa+2B-230）mの間を $7.5/1.1 \approx 6.81\text{m}$ 以下に喫水調整することとし、入港前に入港喫水を書面により報告すること。但し、Loaが177.0m以下の船舶は

最大喫水 8.1m 以下とする。

2 対象区域

対象区域は、境港口から江島 1 号岸壁までの航路・泊地及び江島 1 号岸壁前面海域とする。
(以下「航路等」という)

(別紙 1 「区域平面図」参照)

3 対象岸壁

江島 1 号岸壁の公称能力は、以下のとおり。

江島 1 号岸壁 係船能力 10,000 DWT 水深 9.0m 延長 165m

係船柱 35 t 9 基

なお、着岸にあたっては、最大船舶の全長 184.75mであることを考慮して、隣接する江島 2 号岸壁及び江島 2 号物揚場の係船柱を使用するが、原則として、船体が No.9 ビット (別紙 3-3 に示す係船柱 J) より北東方向へ出ないよう着岸位置を調整する。

江島 2 号岸壁及び江島 2 号物揚場の港湾施設は、以下のとおり。

江島 2 号岸 壁 係船柱 35 t 7基、係船柱 50 t 1基

江島 2 号物揚場 係船柱100 t 2基

4 安全管理体制

(1) 境港管理組合は、対象船舶の入出港における安全運航及び係留中の安全を確保するため、境港港湾安全対策協議会 (以下「協議会」という。) を活用して、協議会関係者 (中海 3 港湾 (米子港、松江港、安来港) の港湾管理者及び水域利用者を含む。) の協力、理解を得て管理体制を整備し、情報の一元化、安全対策の履行及び緊急時の対応等の安全確保に必要な措置を確実に講じる。

(2) 協議会関係者は、対象船舶の行会い調整の重要性を理解し、所属関係船舶に航路等において対象船舶との行会い (※) を避けるよう十分周知のうえ、緊急時以外は原則として行会い調整結果を厳守するものとする。

また、対象船舶の船舶代理店は、対象船舶の船長に対し事前に本マニュアルの内容の説明を行い、これを履行させるものとする。

※行会いとは、2 隻の船舶の進路が同一線上でその進路が反方向である場合又はこの状態に非常に近い状態を指すものであり、それぞれの船舶が互いに自船の正船首方向に相手船の正面又はほとんど正面を視認し衝突のおそれがある状態。

(3) 境港に入出港する船舶のうち AIS 装備船舶 (※2) は、AIS の情報内容が正しく表記されていることを確認のうえ入出港するものとする。

※2 AIS (船舶自動認識システム) 搭載義務船舶

- ・国際航海に従事する 300 総トン以上の全ての船舶
- ・国際航海に従事する全ての旅客船
- ・国際航海に従事しない 500 総トン以上の全ての船舶

5 入出港及び係留中における安全対策

(1) 運航調整

対象船舶が航路等を航行する場合には、次の船舶（以下「調整船舶」という。）との行会いを避けるため、境港管理組合が調整実施者となり、調整の対象となる船舶の航路等航行情報を一元化し、協議会関係者の理解・協力を得て、別添の対象船舶運航調整手順書のとおり運航調整を行い、船舶交通の安全確保を図る。

- イ 総トン数 20 トン以上の船舶
- ロ 台船等を曳航する作業船

(2) 追越し防止策

境港管理組合は、協議会関係者に対し、対象船舶が航路等を航行する場合には追越しを行わないよう協力を求めるとともに協議会関係者においては、所属関係船舶に対し、対象船舶を追越さないよう周知を図る。

なお、境水道のうち港則法に定める航路（※3）においては、同法第 14 条第 4 項で「船舶は、航路内においては、他の船舶を追越してはならない。」と規定されている。

- ※3 境港指向灯から 75 度 30 分 2825 メートルの地点まで引いた線及び同地点から 90 度 1190 メートルの地点まで引いた線の両側それぞれ幅 80 メートルの海面中鯨島から 180 度に引いた線以東の部分。

(3) 気象海象条件

対象船舶の入出港に際しては、表 2 の気象・海象基準を遵守する。

上記の基準を満たしている場合でも、船長又は水先人が入出港に際して危険と判断した場合（停泊中に係留基準を超えることが予想される場合等）には入出港を中止する。

表 2 気象・海象基準

風 速	10m/ s 以下
波 高	1.5m以下
視 程	2,000m以上

※風速：10 分間平均風速，波高：有義波高

※Loa(全長)177m 以下の船舶については、平均風速 12m/s 以下の航行環境下において入出港可能とする。

イ 風速

風速データ等は、対象船舶設置風向風速計のほか、境港管理組合が設置している江島大橋風速データ及び境港国際フェリーターミナル、境港国際コンテナターミナル風向風速計から総合的に判断するものとする。

ロ 波高

水先人乗下船位置の波高とする。

ハ 視界

港内視界とする。

(4) 余裕水深の確保

対象船舶の入出港に際しては、航路の状況及び潮流、うねり、海水の比重等の影響を考慮して、対象船舶の喫水の10%を超える余裕水深0.9mを確保することとし、入出港時の最大喫水は8.1m以下とする。入港時の喫水については、ドラフトチェックシートにより境港管理組合及び水先人会へ提出すること。

(別紙3「水深確保範囲図」参照)

(別紙3-1「境港江島岸壁・マニュアル対象船舶の入港時ドラフトチェックシート」参照)

(5) エアードラフト

対象船舶の入出港に際しては、境水道大橋の高さを考慮して、38.0m以下とする。

(6) 航路航行の時間帯

対象船舶の入出港に当たっての航路等航行の時間帯は、日出から日没までの間とし、これを厳守する。

なお、調整の対象となる船舶以外の総トン数20トン未満の漁船等の入出港が頻繁に行われる時間帯及び定期旅客船の入出港時間帯を避けるものとする。

(7) 水先人の乗船

対象船舶の入出港に際しては、原則として水先人2名を乗船させる。

1名は操船、1名はその補助業務を基本とする。

(別紙2「水先人乗船位置図」、「境水先区水先人会業務引き受け基準」参照)

(8) 曳船の使用

対象船舶は、航路等航行及び回頭支援のため、曳船2隻(3,100PS以上)を使用し安全確保を図る。

(9) エスコートボートの配置

対象船舶の入出港に際しては、外部からその任務が判別できるように表示したエスコートボートを進路前方に配置すること。

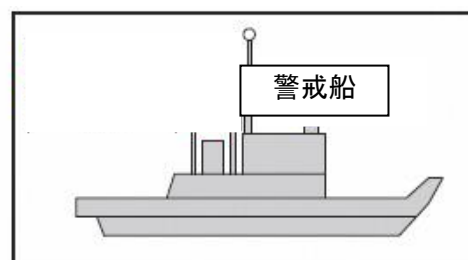
(右図に例を示す。)

また、エスコートボートは次の任務を行うものとする。

イ 対象船舶の進路の安全を確認し、進路前方の情報を適宜対象船舶に通報する。

ロ 周囲を航行する船舶を認めた場合には、対象船舶の通航情報を当該船舶に提供すると共に、行会い等を行わないように協力を要請する。

なお、エスコートボートは、国際VHF、拡声器、手旗等の任務の遂行に必要な装備を備えていること。



(10) 航路等の通航方法

対象船舶及び調整船舶は、VHF・船舶電話又は携帯電話で調整船舶と連絡を取れる状態を維持し、安全運航に努める。

I 対象船舶

航路等において調整船舶と行会わないように入出港時間調整を行う。

万一、航路に入る前又は離岸時に経路付近を航行する調整船舶を認めた場合には、経路上で行会い等を行わないよう入港待機などの措置をとること。

航路等において、やむを得ない場合を除き他の船舶を追い越さないこと。

II 調整船舶

航路等において対象船舶と行会わないように入出港時間調整を行う。

万一、航路に入る前又は離岸時に経路付近を航行する対象船舶を認めた場合には、経路上で行会い等を行わないよう待機などの措置をとること。

航路等において、対象船舶を追い越さないこと。

III 調整船舶以外の船舶等

行会い等に制限を設けていない総トン数 20 トン未満の船舶等については、対象船舶の安全航行に支障が生じるおそれのある前方至近での横切り、停留、反転などを行わないよう関係者を通じて予め周知する。

(1 1) 係留体勢、接岸速度及び係留方法

着岸に際しては、岸壁上設置物および対象船舶の船型に十分に留意し、接岸速度は 10 cm/s 以下とする。

(別紙 3-2 「整備状況図」参照、

別紙 3-3 「岸壁平面図」参照 係留索取りは本図を基本とする)

(1 2) 係留中の対策

I 係留中の遵守事項

① 連絡体制の確立

対象船舶が係留中は、乗組員による厳正な当直体制を確立させるとともに、安全管理の徹底を図るため、境港管理組合、港長等の関係官公庁、船舶代理店、曳船会社、水先人等の関係先との間において連絡体制を維持する。

なお、主要機関（境港管理組合、港長、船舶代理店、曳船会社、水先人）との間にあっては、24 時間の連絡網を維持する。

② 気象情報の収集

船舶代理店及び船舶運航者は、気象協会等専門の予報機関から又はマスメディア、インターネット等を有効に活用して、最新の気象・海象情報の収集に努める。

II 異常気象等の対策

① 係留の安全確保

停泊中に 15m/s 以上の強風が予想される場合には 10m/s 以下 (Loa(全長)177m 以下の船舶については 12m/s 以下) の風速で離岸出港できるようにする。

② 荒天時等の対策

次の事項に該当する場合には、原則として対象船舶を離岸させ、安全な海域に避難させる。

イ 津波警報が発令された場合

(ただし、津波到達予想時刻までに港外まで進出可能な場合)

ロ 係留の続行が危険な場合

- ハ 港長の勧告・命令の発出があった場合
- ニ その他船長が離岸する必要があると判断した場合

6 その他

- (1) 運用時において改善すべき事項が生じた場合には、その都度、境港管理組合は協議会関係者等を招集し、その対応策を検討し、本マニュアルを改正する。
- (2) 境港江島岸壁に入港する対象船舶外の 10,000DWT 以下の船舶については、境港管理組合が発出した「発港管第 25 号（昭和 54 年 4 月 9 日）」をもって、運用を図る。
(資料「大型船舶の事故防止について（依頼）」参照)
- (3) 1 の対象船舶を超える船舶の入出港に当たっては、船舶諸元及び安全対策検討書をもって港長等と別途協議する。

対象船舶入出港時の連絡手順書

1 対象船舶の運航調整

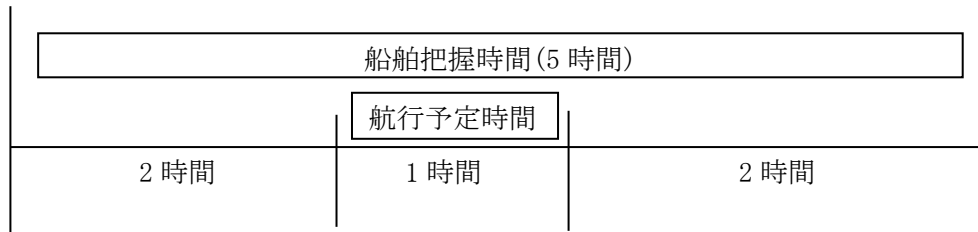
- (1) 対象船舶が航路等において他の船舶と行会い等を発生させないため、以下の手順により境港管理組合・対象船舶代理店・協議会関係者の各関係者間で事前に運航調整を行い入出港に係る安全性の確保を図る。
(協議会会員の連絡先は、別紙4「連絡先一覧表」参照)
- (2) 本運航調整結果を踏まえ、航路等での安全が確認されたと境港管理組合が判断した場合に対象船舶の入出港を認める。

2 用語の定義

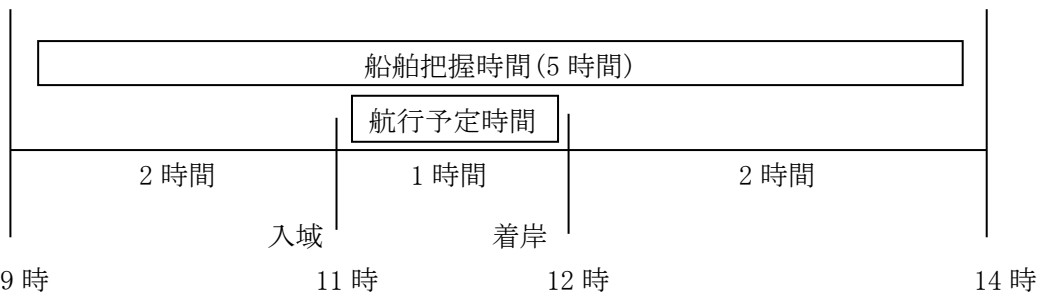
- (1) 対象船舶は、10,000DWTを超え、表1の最大船舶までの船舶とする。
- (2) 「調整船舶」とは、次の船舶とする。
 - イ 総トン数20トン以上の船舶
 - ロ 台船等を曳航する作業船
- (3) 「対象船舶代理店等」とは、対象船舶代理店、水先人、曳船会社、通船会社等の対象船舶運航関係者とする。
- (4) 「航行予定時間」とは、対象船舶が航路等を航行する予定時間で、着岸予定時間の1時間前又は離岸予定時間の1時間後とする。
- (5) 「航路等」とは、境港口から江島1号岸壁までの航路・泊地及び江島1号岸壁前面海域とする。
(別紙1「区域平面図」参照)

(6) 「船舶把握時間」とは、調整船舶の航行状況を把握・調整するための時間で、航路等航行予定時間の前後2時間を含めた5時間とする。

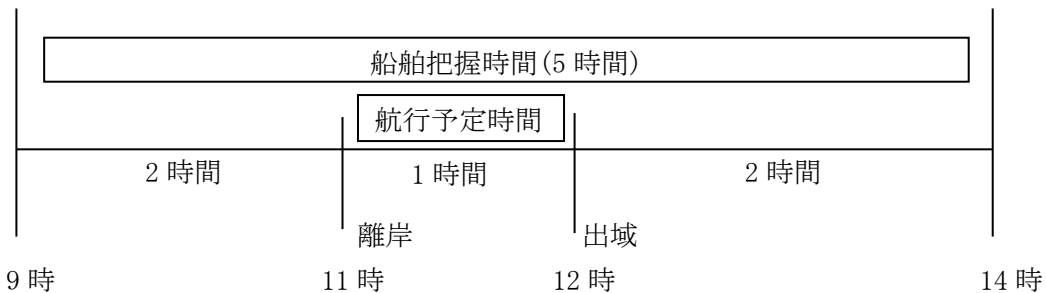
※時間のイメージ



※入港時のイメージ (着岸 12 時の例)

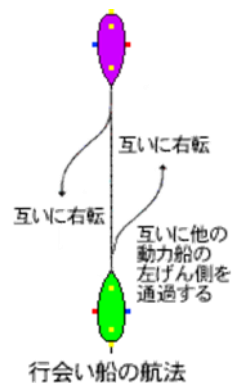


※出港時のイメージ (離岸 11 時の例)



(7) 「行会い」とは、2隻の船舶の進路が同一線上でその進路が反方位である場合又はこの状態に非常に近い状態を指すものであり、それぞれの船舶が互いに自船の正船首方向に相手船の正面又はほとんど正面を視認し衝突のおそれがある状態。

なお、海上衝突予防法第14条で、行会い船のとるべき航法が規定されている。



3 運航調整の手順

- (1) 対象船舶代理店は、対象船舶の入出港船舶情報を入手した場合には、境港管理組合に対し、速やかに連絡を行う。

(別紙5「境港江島岸壁入出港対象船舶運航調整フローチャート」参照)

- (2) 境港管理組合は、協議会関係者に対し、「大型貨物船入出港情報（江島1号岸壁）」をファクシミリ又は電子メールにより送付する。

(別紙6「大型貨物船入出港情報（江島1号岸壁）」参照)

- (3) 協議会関係者は、船舶把握時間内に調整船舶がある場合には、「調整船舶通航情報」を境港管理組合にファクシミリ又は電子メールにより送付する。

(別紙7「調整船舶通航情報」参照)

- (4) 境港管理組合は、「大型貨物船入出港情報（江島1号岸壁）」及び「調整船舶通航情報」を基に対象船舶の行会い等調整を行う。

また、対象船舶の航行予定時間が調整船舶の入出港が頻繁に行われる時間帯である場合には、境港管理組合は対象船舶の入港時には航行予定時間の開始前30分間、出港時には航行予定時間の終了後30分間を調整船舶の航路等航行時間から外すよう調整船舶関係者と調整するものとする。

調整が困難な場合には、境港管理組合が協議会関係者又は対象船舶代理店と個別に折衝し、対象船舶が安全に通航できるように運航調整を図る。

運航調整が完了した際、境港管理組合は、対象船舶代理店及び協議会関係者に対し、「大型貨物船運航調整完了情報（江島1号岸壁）」及び「通航状況一覧表」を送付し周知を図る。

(別紙8「大型貨物船運航調整完了情報（江島1号岸壁）」、別紙8-2「通航状況一覧表」参照)

- (5) 協議会関係者は、「大型貨物船運航調整完了情報（江島1号岸壁）」及び「通航状況一覧表」を所属・関係船舶に周知を行うとともに境港管理組合に対し、その結果を連絡する。

また、協議会関係者は、調整船舶以外の小型船舶が「航行予定時間」に航路等を通航する可能性がある場合にも調整船舶以外の小型船舶に対して「大型貨物船運航調整完了情報（江島1号岸壁）」及び「通航状況一覧表」を提供し注意喚起を行うと共に、調整船舶に対しても対象船舶が通過し、安全が確認されるまで岸壁シフト等の対象船舶が危険と感じる行為を行わないよう周知すること。

なお、協議会に所属しない船舶が境港に多数係留又は入出港を予定している場合には、境港管理組合から対象船舶の船舶代理店に対して入出港時間をより安全と思われる時間帯へ変更するよう要請するとともに、協議会に所属しない船舶に対しては、別紙9の協力要請書を配布又は船長へ口頭による依頼を行う等、事前の協力要請を行い、確実な行会い等防止を図るよう調整する。

(別紙9「協力要請書」参照)

- (6) 境港管理組合は、調整終了後に、調整船舶の入出港の予定が判明した場合にあっては、対

象船舶の航路等航行を優先させて、航路等において行会い等を生じさせないように調整する。

- (7) 境港管理組合は、上記事項を再確認し、航路等での安全性が確認されたと判断した場合には、対象船舶の入出港を認めることとし、その旨を対象船舶代理店に連絡する。

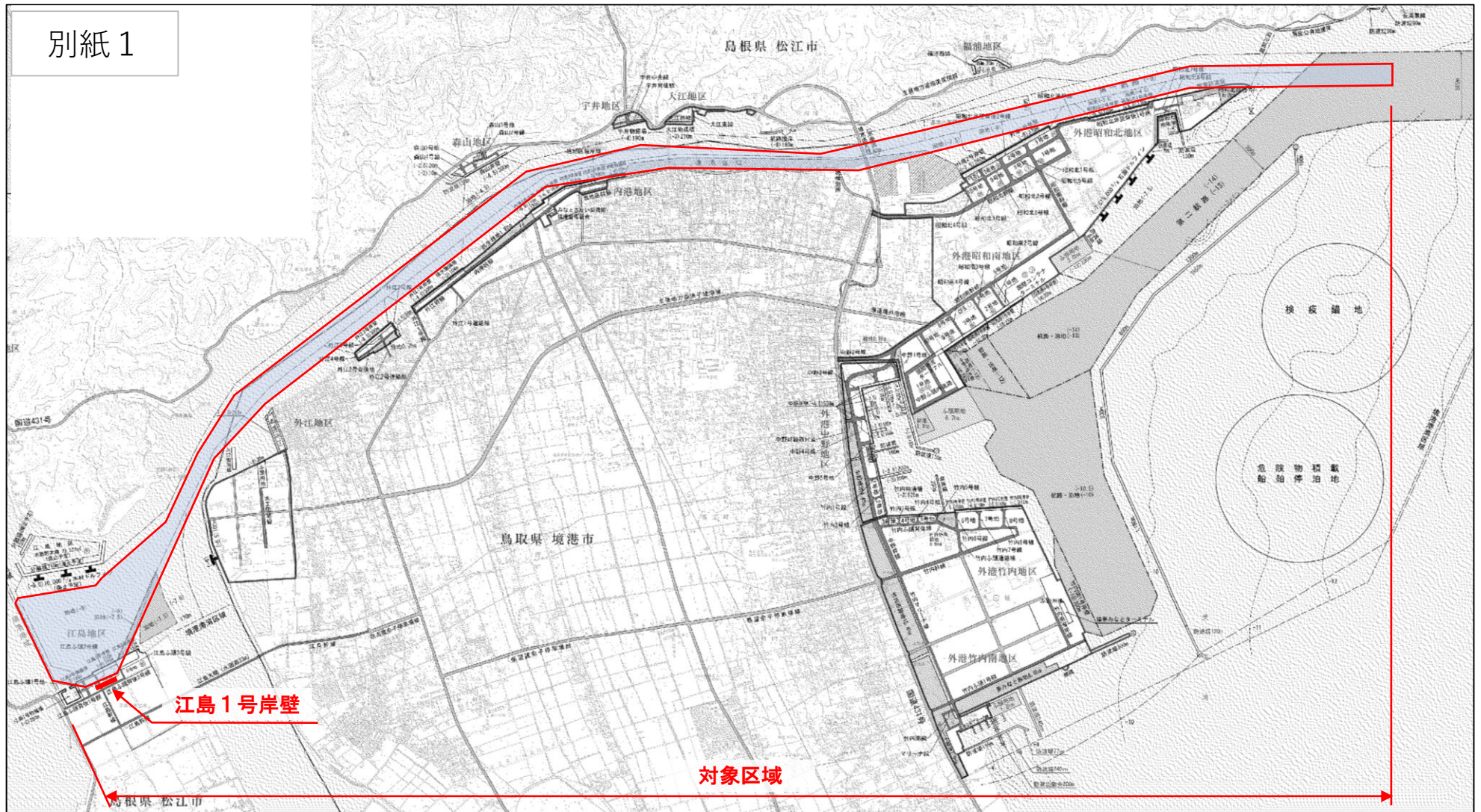
4 調整船舶の対応

- ① 調整船舶は、VHF・船舶電話又は携帯電話で常時連絡できる体制を堅持する。
- ② 調整船舶のうち AIS 装備船舶（※2）は、AIS の情報内容が正しく表記されていることを確認のうえ入出港するものとする。
- ※2 AIS（船舶自動識別システム）搭載義務船舶
- ・国際航海に従事する 300 総トン以上の全ての船舶
 - ・国際航海に従事する全ての旅客船
 - ・国際航海に従事しない 500 総トン以上の全ての船舶
- ③ 調整船舶は、対象船舶が航路等からの出域を確認した後、航路等に入る。

5 緊急離岸時の対応

- (1) 対象船舶が、災害(自然災害・事故等)の発生及び気象海象条件の悪化が予想される場合等、直ちに離岸が必要な場合には対象船舶の船長は国際VHFにより、離岸する旨を各船舶に連絡するとともに、船舶代理店等を通じて境港管理組合、水先人及び曳船会社等に連絡を行う。
- (2) 境港管理組合は、緊急離岸情報を入手した後、協議会関係者に対して電話、ファクシミリ又は電子メールにより航行予定時間を連絡する。
(別紙10「緊急離岸情報(江島1号岸壁)」参照)
- (3) 情報を入手した協議会関係者は、調整船舶の運航スケジュールを確認し、航路等で行会い等を行う可能性が認められた場合には、不要不急の場合において、対象船舶の緊急離岸を優先させるため、調整船舶の着岸、離岸等の時間を変更する。
なお、時間の変更等が間に合わず、航路等において対象船舶との行会い等が予想される場合には、その旨境港管理組合及び対象船舶の代理店、境海上保安部に通報するとともに、関係船舶に対する対象船舶の出港情報を通知して両船舶間の連絡の確保、可能な範囲での航路外退避等による安全確保に努める。
- (4) 協議会関係者は、境港管理組合に調整結果を連絡し、境港管理組合においては、連絡内容を随時船舶代理店に連絡する。

別紙 1



区域平面図

別紙 2

【水先人乗船位置図】

水先人の乗船場所は、35-33.0 N 133-19.0 E 付近（パイロット乗船場所No.2）とする。



船舶待機箇所

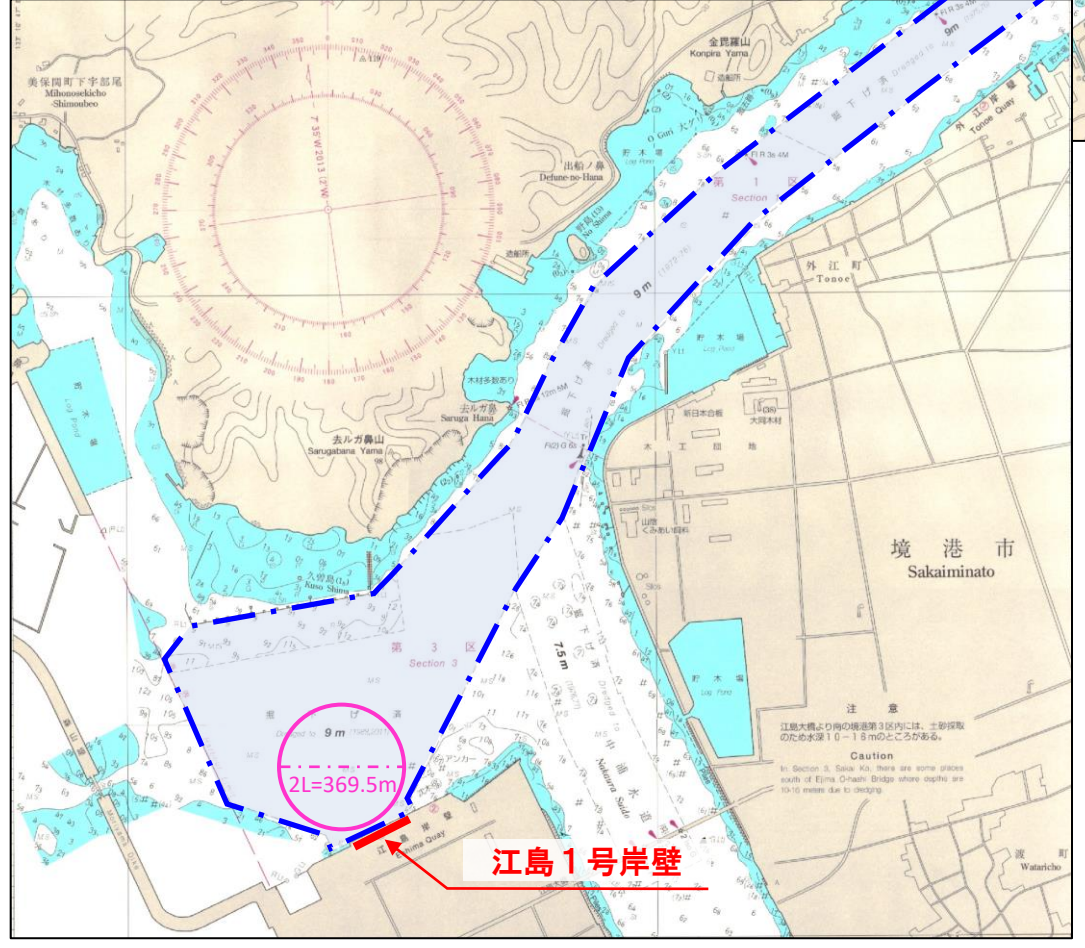
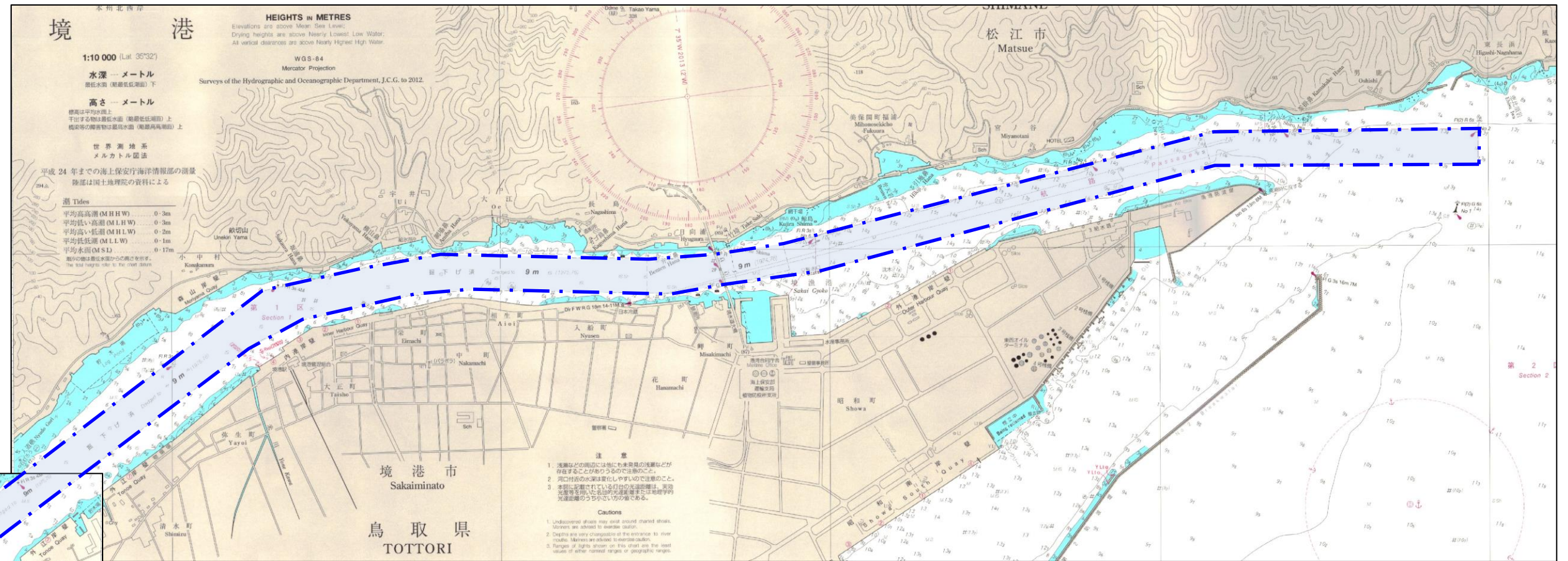
【境水先区水先人会業務引き受け基準】（参考）

（令和3年9月改定）

境水先区水先人会業務引き受け基準表	
気象・海象	平均風速：12 m/s 以下、有義波高：1.5 m を限界とする。 但し、大型チップ船の入出港については平均風速 10 m/s 以下とする。
喫水	余裕水深が予定航路上すべてにおいて喫水の 10% 以上であること。
視程	1,000 m 以上あること。 但し、大型チップ船は、1 海里。 D/W10,000 トンを超える 3 区入出港船、並びに全長 210m 以上の旅客船は、2,000m 以上とする。
エアードラフト	最高 38.0m（境水道大橋を通過する船舶）
タグ使用基準	総トン数 8000 トン未満の船舶・・・1 隻 総トン数 8000 トン以上の船舶・・・2 隻 （但し BOW THRUSTER 装備船については状況により減ずることも可能）
境水道通航基準	境水道大橋から江島大橋に至る区間に入出港する重量トン 1000 トン以上の外航船には、水先人を乗船させること。 （平成 10 年 8 月における境港港湾安全対策協議会取り決め事項）
水先人乗船場所	No. 1 境港防波堤灯台から 110 度 2.0 海里付近 (35-32.45N 133-18.6E) No. 2 35-33.0N 133-19.0E（大型船及び客船）

（大型チップ船とは載貨容積約 420 万 CFT 以上かつ全長約 209M 以上の船舶を言う。）

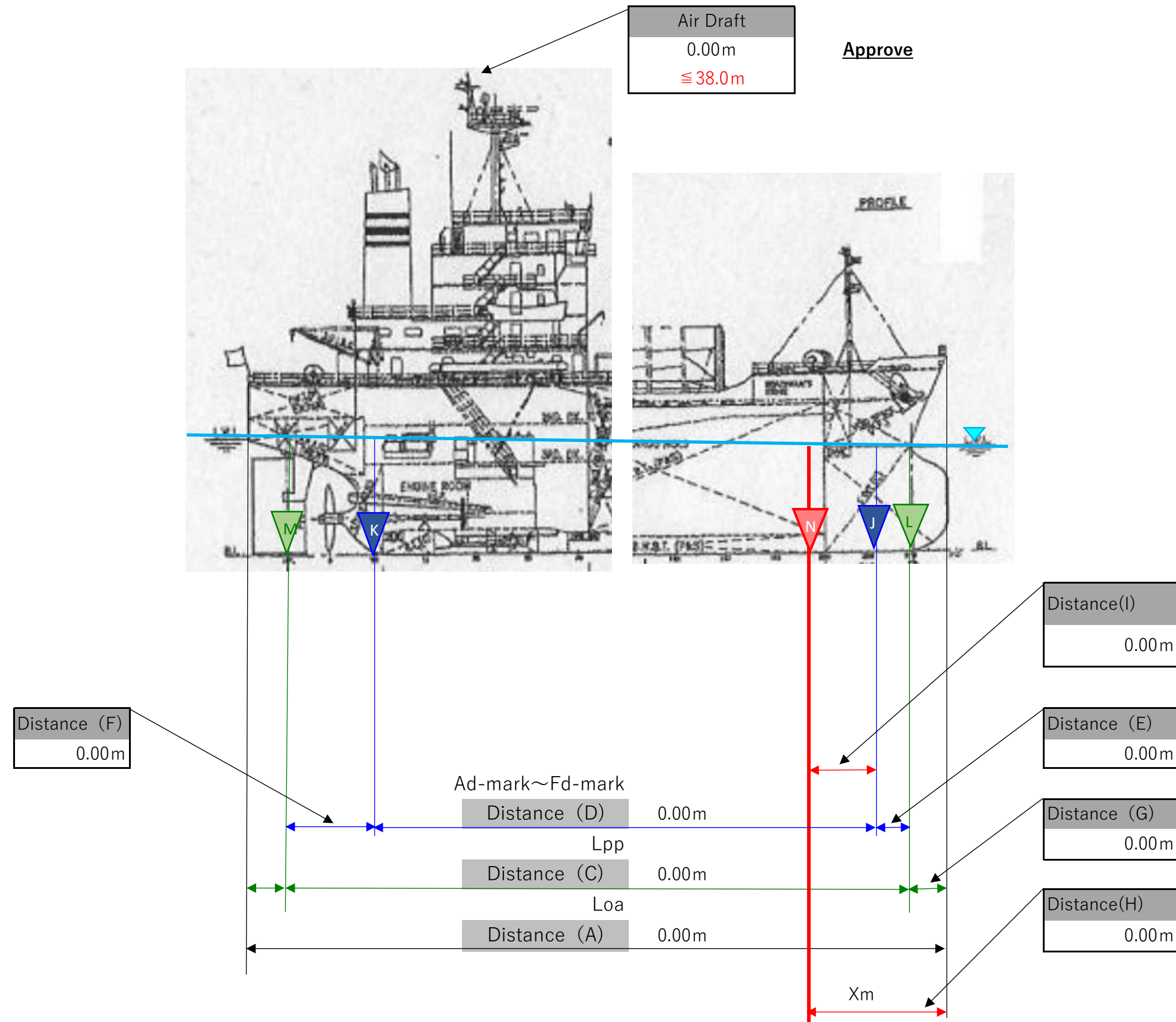
別紙 3



— — — — — : 水深 (-9m) 確保範囲



水深確保範囲図



船名(ship's name)		
Distance (A)	全長 (Loa)	
Breadth (B)	型幅	
Distance (C)	垂線間長 (Lpp)	
Distance (D) 図面より	Ad-mark~Fd-mark	
Distance (E) 図面より		
Distance (F)	(F) = C - (D+E)	
Distance (G) 図面より		
Distance (H) Xm	(H) = A + 2B - 230	
Distance (I)	(I) = H - (E+G)	
F-Draft Mark-Draft J	(J)*	
A-Draft Mark-Draft K	(K)*	
Lpp F-Draft L	(L) = J - (K-J) / D × E	
Lpp A-Draft (≦8.10m) M	(M) = K + (K-J) / D × F	
Loa(-Xm) F-draft (<6.82m) N	(N) = J + (K-J) / D × I	
Air Draft (≦38.0m)		

※ (J)、(K)欄の数値を変えて、所定の喫水を満足するよう調整する。

	ドラフト					海水比重 Specific Gravity
	Lpp A-Draft	A-Draft Mark-Draft	Loa(-Xm) F-draft	F-Draft Mark-Draft	Lpp F-Draft	
出発地 (前港) 喫水 Draft at Point of Departure		0.00m		0.00m		
江島到着時喫水 Draft at ESHIMA						1.015 (※注)
	≦8.10m Approve		<6.82m Approve		<6.82m Approve	

出発地と江島の比重が異なる場合は、比重改正による数値を計算すること。
If the specific gravity of the point of departure and the specific gravity of Eshima are different, the numerical value based on the revised specific gravity must be calculated.

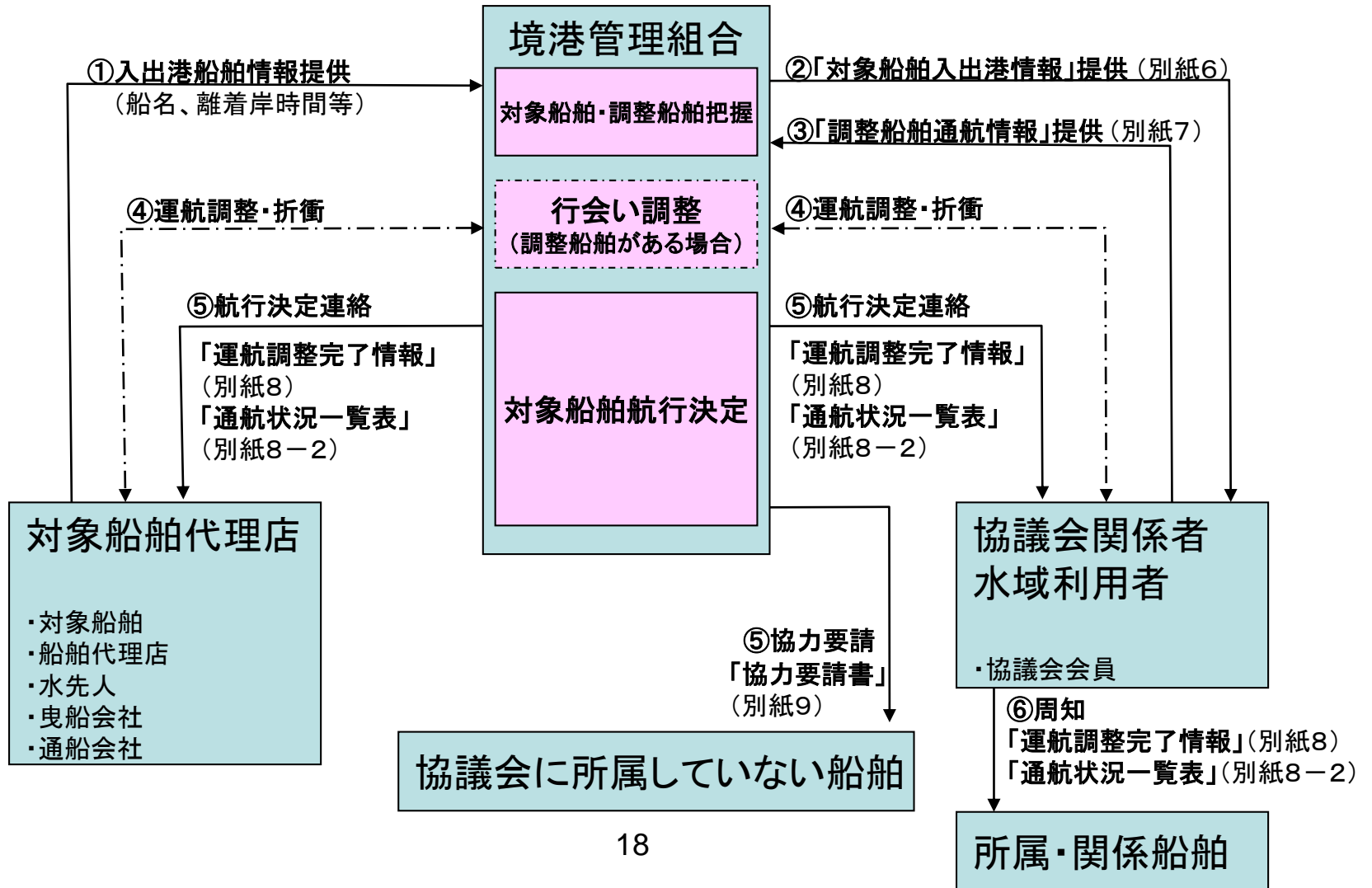
※注 江島における海水比重は、今後、データ計測の結果、変更することがある。

別紙4

境港港湾安全対策協議会 連絡先一覧表

	機 関 名	電 話	ファクシミリ	備 考
対象船舶代理店	境水先区水先人会	0859-30-2124	0859-30-2128	
	NX境港海陸株式会社	0859-42-2124	0859-47-0088	
	InsideOutWorks合同会社	0985-83-0731	0985-83-0721	
	NX日本海ポートサービス株式会社	0859-42-3777	0859-42-4117	
	有限会社遠藤通船	0859-44-0935	0859-44-0936	
協議会関係者	株式会社トクヤマ 境港サービスステーション(NX境港海陸(株))	0859-42-2191	0859-42-3746	
	境港長(境海上保安部)	0859-42-2534	0859-42-2534	
	国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	0859-42-6492	0859-42-3173	
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167	0859-42-3169	
	国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局(境庁舎)	0859-42-2169	0859-42-2160	
	水産庁境港漁業調整事務所	0859-44-3682	0859-44-3683	
	島根県松江県土整備事務所	0852-32-5694	0852-32-5716	
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	0854-32-4150	0854-32-2825	
	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局	0859-31-9711	0859-31-9719	
	境港市	0859-47-1027	0859-47-1086	
	株式会社上組大阪支店境港出張所	0859-45-8707	0859-45-7182	
	隠岐汽船株式会社境旅客営業所	0859-44-4281	0859-42-3374	
	境港水産物市場管理株式会社	0859-30-2626	0859-30-2656	
	全国漁業協同組合連合会境港油槽所	0859-44-0851	0859-42-3718	
	鳥取県石油協同組合境港支部	0859-42-2155	0859-42-3645	
	UBE三菱セメント株式会社境港サービスステーション((株)日本海通商)	0859-44-0731	0859-44-6808	
	太平洋セメント株式会社境港サービスステーション(山陰小野田輸送(株))	0859-44-2721	0859-44-7580	
	住友大阪セメント株式会社境港サービスステーション(西播通運(株))	0859-44-3721	0859-44-3721	
	王子製紙株式会社米子工場	0859-27-3112	0859-27-3434	
	境港地区造船協議会	0852-72-2309	0852-72-2395	
	一般社団法人境港水産振興協会	0859-44-6668	0859-44-6740	
	鳥取県漁業協同組合境港支所	0859-44-0225	0859-44-0227	
	外江漁業組合	0859-42-6478	0589-42-6478	
	中海漁業協同組合	0852-52-2172	0852-52-2173	
	漁業協同組合JFしまね美保関支所	0852-72-2512	0852-72-2543	
	漁業協同組合JFしまね境港支所	0859-44-0220	0859-44-0238	
	鳥取県港湾建設協会	0857-22-7263	0857-27-9539	
鳥取県港湾協議会	0859-44-1551	0859-44-6043		
島根県港湾漁港建設協会	0852-23-1055	0852-23-8977		
鳥取県セーリング連盟	0859-37-4020	0859-37-4021		
水域利用者	東西オイルターミナル株式会社境港油槽所	0859-42-4311	0859-42-4314	
	鳥取県立境港総合技術高等学校	0859-45-0411	0859-45-0413	
	鳥取県水産試験場	0859-45-4500	0859-45-5222	
	神戸税関境税関支署	0859-42-3806	0859-42-2450	
境港管理組合		0859-42-3705	0859-42-3735	

境港江島岸壁入出港対象船舶運航調整フローチャート



年 月 日

送信先	境港港湾安全対策協議会会員 中海 3 港湾（松江・安来・米子港）港湾管理者 御中 水域利用者
発信元	境港管理組合 電 話：0859-42-3705 ファクシミリ：0859-42-3735
件名	大型貨物船入出港情報 （江島 1 号岸壁）

大型貨物船が境水道を航行する予定としています。

境港江島岸壁入出港船舶運用マニュアルに従い、航行調整船舶の行会い等調整をお願いします。

なお、調整結果については、 月 日 時までに報告をお願いします。

■ 船名

（総トン数 トン、全長 m）

■ 船舶把握時間

入港 月 日 時 分～ 時 分

出港 月 日 時 分～ 時 分

■ 大型貨物船境水道航行予定時間

入港 月 日 時 分～ 時 分

出港 月 日 時 分～ 時 分

境港管理組合 行
 ファクシミリ 0859-42-3735
 電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

調 整 船 舶 通 航 情 報

〔 月 日 時 分 入港・出港 対象船舶名： 〕

調整船舶あり

調整船舶なし

*該当に○印を付けてください

※ 調整船舶がある場合のみ記入

船名	
船舶の種類	旅客船・貨物船・油槽船・作業台船・漁船・その他 ()
境水道内 航行予定時間	時 分 ～ 時 分
着岸離岸 の場所	着岸・離岸
着岸離岸 予定時間	時 分
総トン数	G/T
船の長さ	m
VHFの有無	有 無
船舶・携帯電話 番号	
その他	

報告機関

機関名	：
担当者	：
電話番号	：
ファクシミリ	：

※調整船舶とは、総トン数20トン以上の船舶および台船等を曳航する作業船とする。

重要・至急

別紙 8

年 月 日

送信先	境港港湾安全対策協議会会員 中海 3 港湾（松江・安来・米子港）港湾管理者 御中 水域利用者
発信元	境港管理組合 電 話：0859-42-3705 ファクシミリ：0859-42-3735
件名	大型貨物船運航調整完了情報（江島 1 号岸壁）

境港江島岸壁入出港大型貨物船に関する境水道の運航調整が完了し、安全性が確認されましたので連絡するとともに、「通航状況一覧表」を送付いたします。ついては、貴機関に所属する全船舶に対し周知してくださるようお願いいたします。

関係者においては、大型貨物船の安全な入出港にご協力をお願いします。

なお、調整船舶の運航スケジュールに変更が生じた場合は、至急、境港管理組合にご連絡ください。

■ 船名

（総トン数 トン、全長 m）

■ 大型貨物船境水道航行予定時間

入港 月 日 時 分～ 時 分

出港 月 日 時 分～ 時 分

■ 大型貨物船着岸・離岸予定時刻（江島 1 号岸壁）

着岸 月 日 時 分

離岸 月 日 時 分

協 力 要 請 書

各 船 長 様

港湾利用者 様

●月●日の●時●分から●時●分まで、

境水道を**大型貨物船「船名」**(全長 m、幅 m) が航行するため、他の船舶とは行会い等を行うことができなくなります。

この時間帯に境水道の航行はしないよう御協力ください。

なお、大型貨物船が通過した後は、離岸されても支障ありませんが、**大型貨物船の追越しはしないでください。**

*配布時にはこの協力要請書に対象区域がわかるよう図示したものを添付

境港管理組合 (電話 0 8 5 9 - 4 2 - 3 7 0 5)

重要・至急

別紙 10

年 月 日

送信先	境港港湾安全対策協議会会員 中海3港湾（松江・安来・米子港）港湾管理者 御中 水域利用者
発信元	境港管理組合 電話：0859-42-3705 ファクシミリ：0859-42-3735
件名	緊急離岸情報（江島1号岸壁）

江島1号岸壁に着岸している大型貨物船が緊急離岸することとなりました。
境港江島岸壁入出港船舶運用マニュアルに従い、航行調整船舶の行会い等調整をお願いします。

なお、調整結果については、 月 日 時までに御連絡ください。

■船名

（総トン数 トン、全長 m）

■大型貨物船境水道航行予定時間

月 日 時 分 ~ 時 分

■大型貨物船離岸予定時刻

月 日 時 分